

建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 背景

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」が平成14年3月29日に閣議決定され（別添参照）、建築士や建築監視員に関する講習制度について、平成17年度中に廃止することとされた。

今般、本計画の実現に必要な事項を定めるため、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の一部を改正し、次のとおり定める。

2. 改正内容

2-1 建築士法施行規則の一部改正

- （１） 建築物の設計や工事監理に必要な知識・技能の向上を図るために国土交通大臣が建築士を対象とする講習を指定できる仕組み（建築士法施行規則第17条の36）を廃止する。
- （２） その他、所要の改正を行う。

2-2 建築基準法施行規則の一部改正

建築監視員として必要な知識・技能を習得させるための講習で国土交通大臣が指定するものを修了した者を、建築監視員と認める仕組み（建築基準法施行規則第4条の18）を廃止する。

3. 今後の予定

公布：平成18年3月下旬

施行：公布日

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（抄）

平成14年 3 月29日

閣 議 決 定

行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）に基づき、国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）について以下の措置を講ずる。

Ⅱ．推薦等に係る事務・事業の改革

1．技能審査等

（1）基本的考え方

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から、一律に廃止する。また、今後同様の推薦等はこれを行わないこととする。

（2）具体的措置内容

別表4のとおりとする。

別表4（抜粋）

事務・事業 （推薦等の制度）	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	廃止時期
建築指導科（建築監視員）研修	建築基準法第9条の2 同法施行令第14条第3号 同法施行規則第4条の18	（財）全国建設研修センター	平成17年度
建築士を対象とする指定講習	建築士法施行規則第17条の20	（社）日本建築士事務所協会連合会 （社）日本建築士連合会 （財）日本建築センター （財）ベターリビング （財）建築環境・省エネルギー機構	平成17年度